

## 第10章 用語の説明

### 1 事業区域

事業者が一体として事業を行おうとする区域で、森林、農地、宅地、公共用地等の全ての土地を含む区域をいい、土地の形質を変更（開発行為）する土地のみならず、土地の形質の変更はしなくても、変更する土地と一団をなし利用される土地を含む区域をいいます。

### 2 開発対象地域（開発行為をしようとする森林の区域）

事業区域のうち、森林法第5条に規定した地域森林計画の対象となっている民有林の区域をいいます。

### 3 開発地区（開発行為に係る森林の土地の区域）＝開発許可面積

開発対象地域のうち、土地の形質を変更（開発行為）する森林をいいます。

（注）他法令に基づく許可面積と相違しますので、注意が必要です。

例：都市計画法、砂利採取法、採石法 等

### 4 残置森林

森林を現況のまま保全するものをいい、人工林及び天然林を問いません。

ただし、森林機能が十分発揮されるまでに至らない若齢林（15年生以下の森林）については、残置森林率の算定対象としません。

$$\text{※残置森林率} = \frac{\text{開発対象地域内の林齢が16年以上の残置森林面積}}{\text{開発対象地域の面積}} \times 100$$

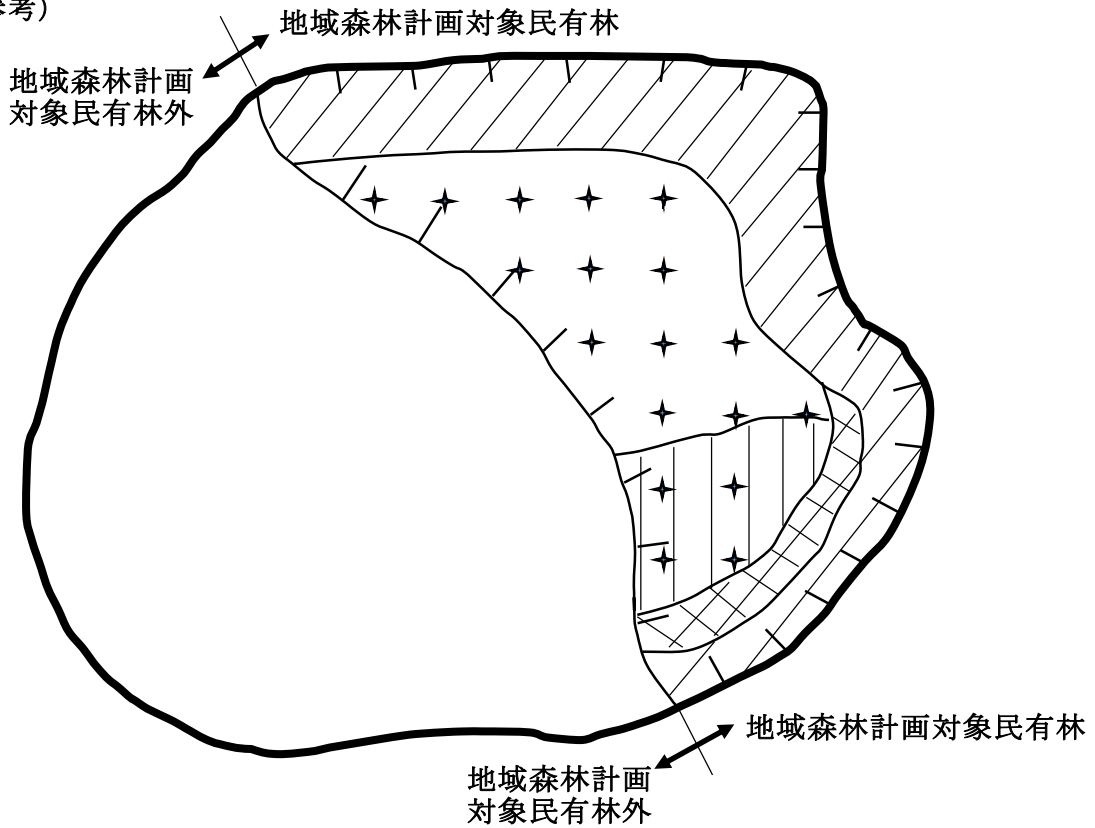
### 5 造成森林

一時的に土地の形質を変更する場合であって、植栽により早期に森林復旧ができると見込まれるものをいいます。

ただし、硬岩切土面等で確実な成林が見込まれない部分については、森林率の算定対象としません。

$$\text{※森林率} = \frac{\text{事業区域内の残置森林面積} + \text{事業区域内の造成森林面積}}{\text{開発対象地域の面積}} \times 100$$

(参考)



- 事業区域
- 開発行為をしようとする森林の区域（開発対象地域）
- 開発行為に係る森林の区域（開発地区）
- 残置する森林（16年生以上）（残置森林率の算定対象となる森林）
- 残置する森林（15年生以下）（残置森林率の算定対象外の森林）
- 造成森林

凡 例	区 分	森林率の算定対象 となる森林	残置森林率の算定 対象となる森林
		○	○
		○	×
		○	×

(注) ○は算定対象、×は算定対象外